

○ 会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第七号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 開業登録 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。</p> <p>二 「略」</p> <p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 開業登録 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。</p> <p>二 「同上」</p> <p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p>

三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地

〔四・五 略〕

六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

八 「略」

九 法第二十一条第二項（第一号に係る部分に限る。第十一条第一号において同じ。）の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その年月日

十 法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び年月日

（開業登録の申請手続）

第四条 「略」

2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の前日三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地

〔四・五 同上〕

六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

八 「同上」

〔号を加える。〕

九 法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

（開業登録の申請手続）

第四条 「同上」

2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の前日三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

3 前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときについて準用する。

（開業登録に関する協会の手続）

第八条 「略」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 略〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと

は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならない。

〔項を加える。〕

（開業登録に関する協会の手続）

第八条 「同上」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 同上〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと

きは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十条 協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

(登録の抹消等に関する事項の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一 法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき 第二条第九号に掲げる事項

二 法第二十九条に規定する懲戒処分を受けたとき 第二条第十号に掲げる事項

きは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

(登録のまつ消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(懲戒処分の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第二号

会計士補登録名簿

[略]		
(ふりがな) 氏名	年 月 日 生	
[略]		
自らその業務を営むとき		
[略]		
会計士補となる資格	年 第二次	合格証書番号 第 号
会計士補の登録の抹消	年 月 日	全科目免除
[略]		

[表略]

様式第四号 (日本産業規格 A 4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第二号

会計士補登録名簿

[同左]		
(ふりがな) 氏名	明治 年 月 日 生 大昭和 平成	
[同左]		
自ら業務を営むとき		
[同左]		
会計士補となる資格	年 第二次	合格証書番号 第 号
[同左]		

[同左]

様式第四号 (日本工業規格 A 4)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

氏名

公認会計士 開業登録申請書
会計士 補
外国公認会計士

公認会計士 補の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

(ふりがな) 氏名	年 月 日生
[略]	
自ら <u>その業務</u> を営むとき	
[略]	

(注意事項)

- 1 [略]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）を貼り付けて提出すること。
[3・4 略]

様式第六号（日本産業規格A4）

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

氏名

公認会計士 開業登録申請書
会計士 補
外国公認会計士

公認会計士 補の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

(ふりがな) 氏名	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生
[同左]	
自ら <u>業務</u> を営むとき	
[同左]	

(注意事項)

- 1 [同左]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）をはり付けて提出すること。
[3・4 同左]

様式第六号（日本工業規格A4）

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

公認会計士
 会計士補
 外国公認会計士
 変更登録申請書

登録年月日 年 月 日
 登録番号 第 号
 氏名

公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。
 なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

【表略】

様式第六号別紙 (日本産業規格 A 4)

(ふりがな) 氏名	年 月 日生
【略】	
自らの <u>業務</u> を営むとき	
【略】	

(注意事項)

[1 ~ 3 略]

様式第七号 (日本産業規格 A 4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

公認会計士
 会計士補
 外国公認会計士
 変更登録申請書

登録年月日 年 月 日
 登録番号 第 号
 氏名 印

公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。
 なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

【同左】

様式第六号別紙 (日本工業規格 A 4)

(ふりがな) 氏名	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生
【同左】	
自らの <u>業務</u> を営むとき	
【同左】	

(注意事項)

[1 ~ 3 同左]

様式第七号 (日本工業規格 A 4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名

続柄

住所

公認会計士
登録の抹消に関する届出書
外国公認会計士

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則
第七条の規定により、届出を致します。

記

【表略】

様式第七号別紙（日本産業規格A4）

【表略】

（注意事項）

- 1 この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。
- 2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。
- 3 法第二十一条第二項第二号に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

4・5 【略】

氏名

続柄

住所

公認会計士
登録のまじり消に関する届出書
外国公認会計士

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則
第七条の規定により、届出を致します。

記

【同左】

様式第七号別紙（日本工業規格A4）

【同左】

（注意事項）

- 1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。
【加える。】
- 【加える。】

2・3 【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。